

中央環境審議会地球環境部会の「自主行動計画フォローアップ専門委員会」の名称を
「低炭素社会実行計画フォローアップ専門委員会」へ変更する件について

平成26年11月18日

地球環境部会決定

中央環境審議会議事運営規則（平成13年1月15日中央環境審議会決定。以下「議事運営規則」という。）第9条第1項に基づき、地球環境部会に置く専門委員会について次のとおり決定する。

- 1 議事運営規則第9条の専門委員会として「自主行動計画フォローアップ専門委員会」の名称を「低炭素社会実行計画フォローアップ専門委員会」と変更する。
- 2 低炭素社会実行計画フォローアップ専門委員会は、低炭素社会実行計画に参加している各業種の目標達成状況、対策技術導入効果、国際比較等について技術的専門的観点からの調査を行う。
- 3 低炭素社会実行計画フォローアップ専門委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会長が指名する。